

大阪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例案

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準)

第3条 第1条の基準は、次条から第10条までに定めるもののほか、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号。以下「設備運営基準」という。）（第22条、第23条第1項、第34条第1項及び第42条並びに附則第2条及び第5条を除く。）に定めるところによる。

(家庭的保育事業に係る設備の基準)

第4条 家庭的保育事業は、家庭的保育者の居宅その他の場所（保育を受ける乳幼児の居宅を除く。）であって、次の各号に掲げる要件を満たすものとして、市長が適当と認める場所（以下「家庭的保育事業を行う場所」という。）で実施するものとする。

(1) 設備運営基準第22条各号に掲げる要件

(2) 乳幼児の<sup>もく</sup>沐浴のために必要な器具又は設備を設けること

(3) 乳幼児の保育を行う専用の部屋（以下「保育部屋」という。）を2階に設ける建物は次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育部屋を3階以上に設ける建物は次に掲げる要件に該当するものであること

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること

イ 保育部屋が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

避難用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号に規定する構造の屋内階段であって、建築物の1階から保育部屋が設けられている階までの部分について、屋内と階段室とがバルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡しており、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たす構造であるもの又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段</p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>
-----	--

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育部屋の各部分から当該施設及び設備のいずれかに至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること

エ 家庭的保育事業を行う場所の調理設備とそれ以外の部分とが建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されており、かつ、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。ただし、当該調理設備が次に掲げる要件のいずれかに該当する場合にあっては、この限りでない。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられて

いること

- (イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること
- オ 家庭的保育事業を行う場所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること
- カ 保育部屋その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること
- キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること
- ク 家庭的保育事業を行う場所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること

(家庭的保育事業の職員)

第5条 家庭的保育事業を行う場所には、家庭的保育者、家庭的保育補助者（設備運営基準第23条第3項に規定する家庭的保育補助者をいう。以下同じ。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。

- (1) 調理業務の全部を委託する場合
- (2) 第3条（設備運営基準第16条第1項に係る部分に限る。）の規定に基づき搬入施設から食事を搬入する場合

(小規模保育事業A型及び小規模保育事業B型に係る設備の基準)

第6条 小規模保育事業所A型（設備運営基準第28条に規定する小規模保育事業所A型をいう。）及び小規模保育事業所B型（設備運営基準第31条第1項に規定する小規模保育事業所B型をいう。）には、沐浴用設備（浴槽、給湯設備及び排水設備が一体となった乳幼児の<sup>もく</sup>沐浴のための専用の設備をいう。以下同じ。）並びに幼児の専用の手洗設備及び便器を設けなければならない。

(小規模保育事業C型に係る設備の基準)

第7条 小規模保育事業所C型（設備運営基準第33条に規定する小規模保育事業所C型をいう。以下同じ。）には、乳幼児の<sup>もく</sup>沐浴のために必要な器具又は設備を設けなければならない。

(小規模保育事業C型の職員)

第8条 小規模保育事業所C型には、家庭的保育者、家庭的保育補助者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、第5条各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。

(事業所内保育事業の利用定員の設定)

第9条 事業所内保育事業を行う者は、次の表の左欄に掲げる利用定員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるその他の乳児又は幼児（法第6条の3第12項第1号イ、ロ又はハに規定するその他の乳児又は幼児をいう。）の数以上の定員枠を設けなければならない。

利用定員数	その他の乳児又は幼児の数
1人以上5人以下	1人
6人又は7人	2人
8人以上10人以下	3人
11人以上15人以下	4人
16人以上20人以下	5人
21人以上25人以下	6人
26人以上30人以下	7人
31人以上40人以下	10人
41人以上50人以下	12人
51人以上60人以下	15人

61人以上

20人

(事業所内保育事業に係る設備の基準)

第10条 事業所内保育事業を行う事業所には、<sup>もく</sup>沐浴用設備並びに幼児の専用の手洗設備及び便器を設けなければならない。

(設備運営基準等の改正に伴う経過措置)

第11条 設備運営基準(設備運営基準を改正する命令を含む。)の改正により、現にこの条例の規定による基準に適合している家庭的保育事業等が当該基準に適合しないこととなる場合における必要な経過措置については、市規則で定める。

(施行の細目)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例の施行期日は、市長が定める。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において法第39条第1項に規定する業務(本市が行うものに限る。)を目的とする事業を行う者のうち市長が定めるものが、法第34条の15第2項の規定により家庭的保育事業又は小規模保育事業C型の認可を受けた場合においては、施行日から起算して5年を経過する日までの間は、第3条(設備運営基準第15条並びに第33条第1号(調理設備に係る部分に限る。))及び第4号(調理設備に係る部分に限る。))に係る部分に限る。、第4条第1号(設備運営基準第22条第4号(調理設備に係る部分に限る。))に係る部分に限る。、第5条本文(調理員に係る部分に限る。))及び第8条本文(調理員に係る部分に限る。))の規定は、適用しない。

3 施行日の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務(本市が行うものに限る。)を目的とする施設のうち市長が定めるものについては、第3条(設備運営基準第28条第7号(同号口の表の2階の区分中避難用の区分に係る部分に限

る。) (設備運営基準第32条において準用する場合を含む。)に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

平成26年 9 月 9 日提出

大阪市長 橋 下 徹

#### 説 明

児童福祉法に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるため、条例を制定する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 考)

児童福祉法（抄）

第34条の16 市町村は、家庭的保育事業等の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な保育の水準を確保するものでなければならない。

省 略